平成２６年（再ロ）第１００４４号

東京都葛飾区東四つ木２―11―５―105
再生債務者　今村たみ子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年11月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月８日まで
平成26年12月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１００６号

東京都八王子市大和田町３丁目17番16号
再生債務者　服部　英雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月９日まで
平成26年12月19日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（再ロ）第１２号

神奈川県藤沢市宮前367番地の２
再生債務者　鈴木　秀之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月16日まで
平成26年12月19日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再ロ）第１３号

神奈川県茅ヶ崎市浜竹４丁目９番９号
再生債務者　西尾　雄三
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月16日まで
平成26年12月19日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（再ロ）第２号

愛媛県松山市三番町４丁目６番地１　ダイアパレス三番町1204号
再生債務者　谷口　和夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年５月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月16日まで
平成26年12月19日　松山地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第１号

大分県速見郡日出町大字豊岡5344番地
再生債務者　本田　雅彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年11月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月16日まで
平成26年12月19日
大分地方裁判所杵築支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第２号

山形市成沢西３丁目７番22号
再生債務者　髙橋　敏美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月17日　山形地方裁判所民事部

平成２６年（再ロ）第１００３９号

東京都江東区北砂１―３―２―1412
再生債務者　原田　宗重
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第２号

神奈川県座間市相模が丘４丁目７番Ａ―154号　カーサ相模台
再生債務者　丸山　勲
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月18日
横浜地方裁判所所相模原支部

平成２５年（再ロ）第４号

名古屋市天白区御前場町78番地の６
再生債務者　大澤　勤
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（再ロ）第１０号

埼玉県志木市館１丁目６番15―106号
再生債務者　山本　雄一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月19日
さいたま地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十七年三月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年五月二十九日
掲載頁　六十（号外第一一八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年五月二十九日
掲載頁　五十二頁（号外第一一八号）
平成二十七年一月六日
東京都文京区湯島二丁目三一番一四号
（甲）株式会社朝日エンジニアリング
代表取締役　鈴木　一男
東京都文京区湯島二丁目三一番一四号
（乙）株式会社朝日エンジニアリングスタッフ
代表取締役　鈴木　一男

合併公告

左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので、公告いたします。
この合併の概要は次のとおりです。
一、効力発生日は平成二十七年四月一日としております。
二、合併後存続する甲の資本金の額は一千億五百万六百二十五円となります。なお、合併による資本金の額の増加は行いません。
三、乙の株主に対する金銭等の割当ては行いません。また、乙は新株予約権を発行していないため、乙の新株予約権者に対する新株予約権又は金銭の割当ても行いません。
この合併に対し異議のある債権者（甲にあっては、保険契約者を含みます。）は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次の通りです。
（甲）金融商品取引法第二十四条第一項の規定により最終事業年度の有価証券報告書提出済
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月十日
掲載頁　六十三頁（号外第一五号）
平成二十七年一月六日
東京都渋谷区恵比寿一丁目二八番一号
（甲）あいおいニッセイ同和損害保険株式会社　取締役社長　鈴木　久仁
埼玉県所沢市中新井一丁目四三番一号
（乙）あいおいニッセイ同和損保あんしんネット24株式会社　取締役社長　白築　敏一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲の株式六百四十四万二千株を含む。）を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年六月二十三日
掲載頁　五十五頁（号外第一三九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年七月十四日
掲載頁　九十三頁（号外第一五七号）
平成二十七年一月六日
神戸市中央区多聞通五丁目一番六号
（甲）ユーシーシーホールディングス株式会社　代表取締役　上島　豪太
神戸市中央区多聞通五丁目一番六号
（乙）株式会社アップエージェント　代表取締役　丸投　伸明